

広島県告示第六百二十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県備北地域事務所建設局において、平成十九年六月十四日までの間、縦覧に供する。

平成十九年五月三十一日

広島県知事 藤 田 雄 山

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道甲山甲奴 上市線	三次市甲奴町福田字大歳三六二番一地从から 三次市甲奴町福田字大歳三六三番一地从先まで	平成十九年五月三 一日